

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構における
公益通報者の保護等に関する規程

〔平成30年 3月29日〕
規程第18号

改正 令和 3年 3月26日規程第18号

改正 令和 4年 6月24日規程第53号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）において公益通報者の保護に関し定めるもののほか、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）の役職員等（機構の役員及び職員並びに機構の業務に従事するその他の者をいう。以下同じ。）又は外部からの組織的又は個人的な法令違反に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることによって、機構における不正行為を早期に発見し、その改善策を講ずるとともに、通報者の保護を図ることを目的とする。

第2章 通報処理

(通報窓口)

第2条 役職員等又は外部からの通報又は相談を受け付ける通報窓口は監査室長及び機構が契約する第三者機関の担当者とする。

2 機構長は、通報窓口において公益通報を受ける監査室長及び役員並びに機構が契約する第三者機関の担当者を、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として指定するものとし、従事者には別に定める様式により従事者であることを通知するものとする。

(通報又は相談の方法)

第3条 通報又は相談は、通報窓口に対して、原則として、自己の実名と連絡方法・連絡先を明らかにした上で、任意又は別に定める様式による書面、電話、電子メール若しくは面会のいずれかの方法により行うことができる。

2 通報窓口の連絡先等については別に定め、周知するものとする。

3 匿名による通報は、公益通報者保護法第3条1号及び第6条1号に定める公益通報については、第1項による通報があった場合に準じた取扱いをし、その他の公益通報

は、当該通報の内容等を機構長と協議の上、第1項による通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(通報窓口への通報及び報告の義務)

第4条 通報窓口は、通報があった場合には、速やかに通報者に対し、当該通報を受けた旨を、その年月日とともに通知するものとする。(通報者が通知を望まない場合または匿名による通知であり通報者への通知が困難である場合など、やむを得ない理由がある場合を除く。次条第2項、第10条第2項、第13条における通知において同じ。)

2 通報窓口は、通報があった場合には、速やかに理事(労務担当)に対し、その内容を報告しなければならない。

3 理事(労務担当)は、その内容を速やかに機構長及び監事に報告するとともに、当該通報事実に関する業務を担当する理事(以下、「担当理事」という。)に対し、調査を指示する等適切に対処しなければならない。

(調査)

第5条 担当理事は、当該通報対象事実の有無、法令違反行為の有無及び改善策等について調査しなければならない。

2 通報窓口は、通報を行った通報者に対し、調査の実施について通報後20日以内に通知するものとする。

(調査委員会の設置)

第6条 担当理事が、前条の調査を行う際には、通報を適切に処理するため、通報された事項ごとに調査委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を調査し審議する。

- (1) 通報された内容の事実関係に関すること。
- (2) 調査の結果に係る法令違反の該当性に関すること。
- (3) 法令違反が明らかになった場合の是正措置及び再発防止措置に関すること。
- (4) 通報者の保護に関すること。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、以下をもって構成する。

- (1) 担当理事
- (2) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基本通則(平成16年基本通

則第1号)第4条に規定する機構の組織及び部・室の長のうち、その掌理する組織等の業務が当該通報対象事実に関連する者

(3) 管理局长

(4) その他担当理事が必要と認めた者

2 委員会は、担当理事が主宰する。

(協力義務)

第9条 役職員等は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(調査結果の報告)

第10条 担当理事は、調査の結果、不正行為の存在を確認し、改善策を講ずることが必要であると認めたときは、役員会にその内容を報告しなければならない。

2 通報窓口は、調査の結果、通報された内容に関し、法令違反行為の事実が確認できなかったときは、その旨を当該通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(処分)

第11条 機構長は、調査の結果、不正行為の存在が確認された場合には、当該行為に関与した役職員に対し、就業規則等に従って処分を課すことができる。

(改善策の決定)

第12条 機構長は、第10条第1項の報告を受けたときは、速やかに改善策を講ずることを決定する。

(通報者に対する改善策の通知)

第13条 通報窓口は、改善策を講じたときは、その旨を当該通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に関する告発等の取扱い)

第14条 第5条から前条までの規定にかかわらず、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に係る告発等については、「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究費の不正使用に関する取扱規則(平成20年規則第7号)」又は「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究活動の不正行為に関する取扱規則(平成27年規則第11号)」の規定に基づいて処理を行うものとする。

第3章 公益通報者の保護

(役職員等の保護)

第15条 機構は、通報又は相談を行った役職員等に対してそのことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取扱いをしてはならない。

2 機構は、通報者及び相談者が通報又は相談したことが理由となり、通報者及び相談者の職場環境又は修学環境が悪化することのないように配慮する。また、通報者及び相談者に対して不利益な取扱い及び嫌がらせ等の行為を行った役職員に対し、機構長は、就業規則等に従って処分を課することができる。

(外部通報者及び相談者の保護)

第16条 機構は、外部通報者（通報又は相談をした外部からの者をいう。以下同じ。）の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、外部通報者に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

第4章 雑則

(秘密保持)

第17条 機構及びこの規程に定める業務に携わる役職員は、通報にかかる内容並びに調査で知り得た情報を開示してはならない。

第18条 監査室長は、通報窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、対応終了後5年間、保管しなければならない。

(利益相反の回避)

第19条 役職員が、対象事案に関係する者である場合は、当該事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。

(不正目的による通報の禁止)

第20条 役職員等又は外部通報者は、虚偽の通報又は他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報を行ってはならない。

2 機構長は、前項の通報を行った役職員に対し、就業規則その他機構が定めた規程等及びその他の適切な措置に従って、措置又は処分を課することができる。

(周知・研修)

第21条 機構は、個人情報等の保護に配慮した上で、通報窓口の運用実績について役職員に対して周知するものとする。

2 機構は、役職員に対して、定期的に公益通報制度に関する周知及び研修を行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年3月29日から施行する。
- 2 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構内部公益通報及び内部公益通報者の保護の取扱規程（平成18年11月27日規程第71号）は、廃止する。

附 則（令和3年3月26日規程第18号）

この規程は、令和3年3月26日から施行する。

附 則（令和4年6月24日規程第53号）

この規程は、令和4年6月24日から施行する。